

堺市土砂埋立て等に係る土地使用同意書 (地位承継)

土砂埋立て等の地位承継の承認を申請しようとする者()
の行う土砂埋立て等については、下記の留意事項を了承の上、私の所有する次の土地の使用について同意します。

土地の所在地及び地番	地目	登記簿上の地積 (㎡)

また、同意の前提として、上記の申請をしようとする者から、次の事項について

年 月 日に説明を受け、その内容を確認しました。

- ① 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- ② 堺市土砂埋立て等の規制に関する条例(以下「条例」という。)第9条の許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- ③ 申請者が条例第14条第1項第1号オの営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所(法定代理人が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

ここに同意したことを証するため、署名します。

年 月 日

土地の所有者 住所(所在地)

氏名(名称)

(代表者氏名)

(土地の所有者が自署しない場合又は法人である場合は、記名押印をしてください。)

【同意に当たっての留意事項】

- 1 土砂埋立て等を行うことについて同意をした土地の所有者は、次のことを行わなければなりません。
 - (1) 土砂埋立て等が行われている間、毎月1回以上、当該土砂埋立て等の施工状況を確認すること。
 - (2) (1)の確認の結果、許可の内容と明らかに異なる土砂埋立て等が行われていることを知ったときは、当該土砂埋立て等を行う者に対し当該土砂埋立て等の中止又は原状回復その他の必要な措置を講ずることを求めるとともに、速やかにその旨を市長に報告すること。
 - (3) 埋立て等区域において、土砂の崩落、飛散若しくは流出による災害が発生し、又はそのおそれがあることを知ったときは、速やかにその旨を市長に通報すること。
- 2 1(1)の確認又は1(2)の報告を怠った場合には、土地の所有者は、必要な措置を講ずるよう勧告又は命令(その勧告に従わない場合)を受けることがあります。
- 3 2の命令に違反した土地の所有者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることがあります。